

長崎市索道事業安全報告書

2025

(令和 6 年度に関する報告)



長崎市索道事業に係る安全報告書 2025

(令和6年度に関する報告)

利用者の皆様ならびに市民の皆様へ

本市の索道事業（長崎ロープウェイ）におきして、日頃のご利用とご理解、心より御礼申し上げます。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、輸送の安全確保のための取り組み等について、令和6年度につきまして、自ら振り返るとともに、本市の索道事業（長崎ロープウェイ）が『安心・安全』であることを多くの皆様にご理解いただくために公表するものです。

多くの観光客の皆様に、より一層長崎の街をお楽しみいただける施設として、長崎ロープウェイの安全性向上に努めて参ります。



長崎市長 鈴木史朗

1. 輸送の安全を確保するための基本方針

本市の索道事業においては、つぎに示す、市長、管理職員及び職員の安全に係る行動規範(安全の基本理念、安全方針)に基づき、安全第一の意識をもって、事業活動ができる体制の整備に努めています。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況の理解に努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず、確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先とし、すみやかに安全で適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 輸送の安全確保のための安全重点施策

令和6年度 安全重点施策

(1) 経営管理部門と現場実施部門が『安全第一』の理念を共有し、輸送の安全を確保する。

鉄道事業法をはじめとする関係法令等及び安全管理規程等の規程類を理解し、遵守することが輸送の安全の確保に繋がることを再認識し、『輸送の生命は、安全最優先且つ安全最重要である』という安全風土意識の高揚に向けての取り組みに努める。

(2) 安全運行に必要な安全性向上対策の実践継続

習慣化している安全基本動作（指差・喚呼・確認の一連の動作）の厳正執行並びに索道施設の維持管理においての根幹である点検・整備に係る作業時においても憶測による行動をせず、作業方法・作業手順に疑義のある場合は索道技術管理者に確認し厳正に実施する。

令和6年度 安全目標

『索道運転無事故の継続』

関係法令類を遵守し、「索道整備細則」に則った点検整備（始業、1月、3月、12月）を厳正に実施する。併せて、安全基本動作（指差・喚呼・確認の一連の動作）を徹底し、索道運転事故0件を継続する。

4. 事故等の発生状況及びその再発防止措置

1 事故等の発生状況について

1) 索道運転事故

索道運転事故は発生しておりません。

2) インシデント（事故の前兆）

国土交通省へのインシデント報告はございません。

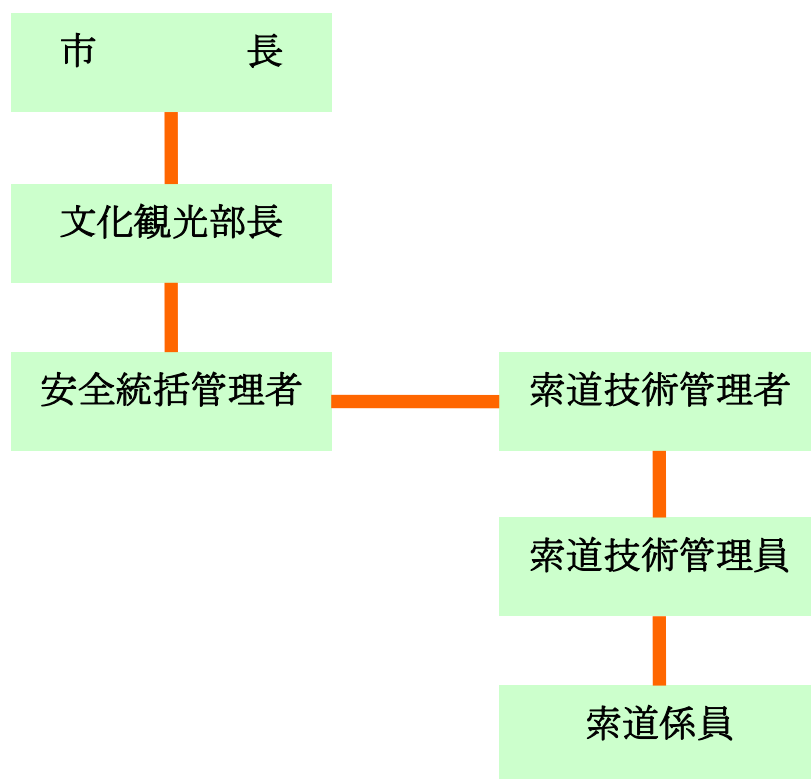
3) 行政指導

行政指導等はございません。

5. 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1 市長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 市長及び管理職員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。
- 4 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 市長及び管理職員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- 6 市長及び管理職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底する。

(安全管理体制図)



安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を統括する
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮下、索道技術管理者の業務を補助する

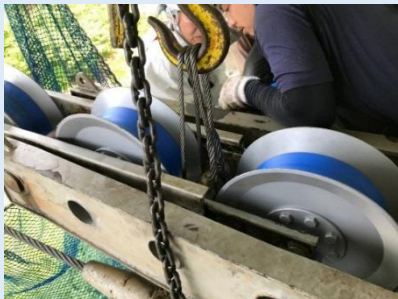
6. 輸送の安全確保のための取組み

1 点検、検査、整備について

関係法令及び「整備細則」等に基づき、始業点検、1 月検査、3 月検査、12 月検査を実施しております。

2 安全に係る投資について

設備更新工事等につきましては以下のとおりです。

受索輪ゴムライナー 交換工事（全 62 輪）	
搬器走行装置更新工 事 （1 号車）	
搬器案内車・案内棒 交換工事	

ギヤカップリング 開放点検



令和6年6月3日から6月30日実施。(12月検査含む。)

3 教育訓練等について

「運転取扱」・「予備原動機取扱」等、輸送の安全に係る教育訓練を定期的に実施しております。「整備細則」等に則った点検・整備を確実に実施するために努力しております。乗務員・駅務係につきましても、搬器内、停留場内におけるお客様の安全を最優先に救助装置の取扱・誘導案内の教育訓練を実施しております。



4 緊急時対応訓練について

12月検査時（整備運休期間）に応急降下機による救助訓練を実施致しました。



7. ご連絡先

安全報告書に関するご感想、安全輸送への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

長崎市文化観光部観光政策課

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1

電話番号 095-829-1152

F A X 番号 095-829-1232

(一財) 長崎ロープウェイ・水族館

〒852-8003 長崎市旭町 8-23-404-2

電話番号 095-861-6321

F A X 番号 095-861-6430